

市県民税にかかる所得控除について

◆所得控除

所得控除は、納税義務者の個々の事情(扶養親族の有無や病気による医療費の支払等)に応じて、税負担が軽減されるように設けられたもので要件に該当するものについては、所得金額から差し引くこととなっています。

なお、市県民税における所得控除は、前年1年間の状況(扶養控除等については前年12月31日の状況)により計算されます。

◆社会保険料控除

要件：前年中に、本人または本人と生計を同じくする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険など)の保険料を支払ったとき

【控除額】 支払った金額

◆小規模企業共済等掛金控除

要件：前年中に、小規模企業共済法の規定による第1種共済契約の掛金(本人分)、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金などを支払ったとき

【控除額】 支払った金額

◆生命保険料控除

要件：前年中に、一般の生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を支払ったとき

【控除額】

一般分・個人年金分・介護医療分の各区分をそれぞれ計算した合計額

＜適用限度額 70,000 円＞

	年間の支払保険料	控除額
旧 契 約	12,000 円以下	支払保険料の全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 7,500 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 17,500 円
	56,000 円超	一律 35,000 円
新 契 約	12,000 円以下	支払保険料の全額
	12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料×1/2 + 6,000 円
	32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料×1/4 + 14,000 円
	56,000 円超	一律 28,000 円

※旧契約…平成23年12月31日以前の契約

新契約…平成24年1月1日以降の契約

※同じ区分内で新契約・旧契約両方ある場合、新・旧それぞれで控除額を計算し合計します。

この場合の合計額の上限は28,000円です。ただし、旧契約の控除額が28,000円を超える場合は、旧契約の控除額のみが適用されます。

◆地震保険料控除

要件：前年中に、地震保険料や旧長期損害保険料（満期返戻金があり、保険・共済期間が10年以上かつ、平成18年12月末までに締結したもの）を支払ったとき

【控除額】

地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を下の式にあてはめて算出した控除額の合計額
(ただし、地震保険料および旧長期損害保険料控除の合計の適用限度額 25,000 円)

保険の種類	年間の支払保険料	控除額
地震保険料	1円 ～ 50,000円	支払額 × 1/2
	50,000円超	25,000円
旧長期損害保険料	1円 ～ 5,000円	支払額の全額
	5,001円～15,000円	支払額 ÷ 2 + 2,500円
	15,001円超	10,000円

◆障害者控除

要件：本人またはその同一生計配偶者または扶養親族(16歳未満の方も含む)が障がい者であるとき

【控除額】

1人につき 26万円 (ただし、特別障害者は30万円)

同一生計配偶者または扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合は、23万円を加算

※特別障害者…療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1級または2級の人

◆寡婦控除

要件：前年の合計所得金額が500万円以下で本人が次のいずれかに該当するとき

(1) 夫と離婚後、再婚していない女性で子以外の扶養親族※がいる場合

※ほかの人の同一生計配偶者または扶養親族となっていない合計所得58万円以下の
自身の子以外の6親等以内の血族

(2) 夫と死別後、再婚していない女性

【控除額】 26万円

◆ひとり親控除

要件：前年の合計所得金額が500万円以下で、婚姻しておらず、生計を一にする子がいる場合

※ほかの人の同一生計配偶者または扶養親族となっていない合計所得58万円以下の子に限る。

【控除額】 30万円

※寡婦控除、ひとり親控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方など事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

※寡婦控除、ひとり親の対象・非対象は所得がある年の12月31日の現況で判定します。

◆勤労学生控除

要件：勤労による所得がある学生で、合計所得金額85万円以下かつ、自己の勤労以外の所得金額が10万円以下のとき

【控除額】 26万円

◆配偶者控除

要件：生計を同じくする配偶者の合計所得金額が 58 万円以下であるとき

※配偶者が誰かの事業専従者となっている場合は適用できません。

【控除額】

本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (12月31日時点で70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万超 950万円以下	22万円	26万円
950万超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	控除無し	

◆配偶者特別控除

要件：生計を同じくする配偶者の合計所得金額が 58 万円超 133 万円以下であるとき

※配偶者が誰かの事業専従者となっている場合適用できません。

※納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円超の場合適用できません。

【控除額】

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	～900万円	～950万円	～1,000万円
58万超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※夫と妻の両方が配偶者特別控除を適用すること、配偶者控除と配偶者特別控除をそれぞれで適用することはできません。

◆扶養控除

要件：生計を同じくする合計所得金額が 58 万円以下の親族がいるとき

※親族が誰かに扶養されている、または事業専従者である場合適用できません。

【控除額】

控除の対象となる親族(前年の 12 月 31 日現在)		控除額
一般扶養親族：16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満		33 万円
特定扶養親族：19 歳以上 23 歳未満		45 万円
老人扶養親族：70 歳以上	同居老親等に該当する場合	45 万円
	同居老親等に該当しない場合	38 万円

※同居老親等…本人または配偶者の直系尊属(父母・祖父母など)で本人または配偶者と同居を常況としている人。対象者が老人ホーム等に入所している場合は該当しません。

※年少扶養…16 歳未満の扶養親族を「年少扶養」といいます。扶養人数として計上しますが、扶養控除額はありません。

◆特定親族特別控除 (令和 8 年度から適用)

要件：生計を同じくする特定親族(19 歳から 23 歳未満の親族等)の合計所得が 58 万円超 123 万円以下であるとき

【控除額】

控除の対象となる特定親族の合計所得金額	控除額
58 万円超 ～ 95 万円以下	45 万円
95 万円超 ～ 100 万円以下	41 万円
100 万円超 ～ 105 万円以下	31 万円
105 万円超 ～ 110 万円以下	21 万円
110 万円超 ～ 115 万円以下	11 万円
115 万円超 ～ 120 万円以下	6 万円
120 万円超 ～ 123 万円以下	3 万円

※就業調整対策の観点から、大学生年代の子等に係る控除として、令和 8 年度に創設されました。

令和 7 年度(令和 6 年分)以前の市・県民税においては適用されませんのでご注意ください。

◆雑損控除

要件：前年中に災害、盗難、横領などによって、本人または生計を同じくする配偶者その他の親族の生活用資産などに損害を受けた場合

【控除額】 次のうち、いずれか多い方の金額

① (損害の金額—保険金等で補填された金額) — (総所得金額等×10%)

② (損害の金額—保険金等で補填された金額) のうち災害関連支出金額 — 5 万円

◆医療費控除

要件：前年中に本人または本人と生計を同じくする配偶者やその他の親族のために支払った医療費がある場合

【控除額】（控除限度額 200 万円）

（支払った医療費の額－保険金等で補填された金額）－＜※総所得金額等×5％＞

※＜＞内が 10 万円を超える場合は、10 万円

（参考）医療費控除の対象とならないもの

医療費控除の対象となる医療費は、おもに治療や療養を目的としたものです。

このため、インフルエンザなどの**予防接種や美容目的の施術は対象となりません。**

入院費についても「寝巻や洗面具など身の回り品の購入費」や「テレビ・冷蔵庫の使用料」、「個室を希望した場合の差額ベッド代」など、**治療や療養のための支出ではないものは医療費控除の対象となりません。**

◆医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

要件：特定一般用医薬品(スイッチ OTC 医薬品)購入費を支払った場合

※従来の医療費控除と併せて受けることはできません。

【控除額】（控除限度額 88,000 円）

（支払ったスイッチ OTC 医薬品購入費－保険金等で補填された金額）－12,000 円

◆基礎控除

要件：合計所得金額が 2,500 万円以下の場合

【控除額】

※

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 ～ 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 ～ 2,500 万円以下	15 万円
2,500 万円超	適用無し

個人市・県民税においては「地域社会の会費」という性格から、国税の「所得税の基礎控除」より控除額が低く設定されています。（内閣府通知より）